

2019年4月14日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 遺言の検認手続について
- 労働基準法等の改正について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol.61



エバー総合法律事務所

遺言の検認手続について

1 はじめに

遺言については、これまでに「遺言について」(Vol.2)、「その2 自筆での遺言の書き方について」(Vol.28)、「その3 秘密証書遺言について」(Vol.53)と紹介してまいりました(バックナンバーについては当事務所のホームページで公開していますのでご覧ください)。その紹介の中では、公正証書遺言以外の遺言について、検認手続を経る必要があることに触れてきましたが、今回は、改めてこの「検認手続」を紹介したいと思います。

2 検認手続の請求が必要とされていることについて

民法では、遺言書の保管者は、相続開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならないとされています。保管者がいない場合で、相続人が発見した場合にも同様とされています。「検認」とは家庭裁判所に請求して行われる一種の確認手続(審判手続)のことを言います。その役割としては、「相続人に対し遺言の存在及び内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続」(以上裁判所のHPより)とされています。よく誤解されるのですが、遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。

民法では、封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人又はその代理人の立会がなければ開封することができない、とされています。また、遺言書を家庭裁判所に検認のために提出することを怠ったり、検認を経ないで遺言書を執行したり、又は家庭裁判所外においてその開封した者は、5万円以下の過料に処せられるとされています。そのため、民法の規定に従って検認手続を経た方が望ましく、検認手続外で開封することは慎んだ方がよいと言えます。ただ、実際には、この民法の規定をご存知ない方が多いので、検認を経ないで相続人が集まって遺言書を開封するというように、検認手続を知らないまま開封されることが少なからず見受けられます。検認手続を経ずに開封したからといって遺言が無効になるわけではありません。また、開封してしまった遺言書の検認手続

ができないわけではありません。ただ、以下のように具体的に遺言書を執行することを考えると検認手続を行っておいた方がよいと言えます。なお、過料の点については検認手続自体があまり知られていない面もあるためか、実際に過料が課せられるという事例は少ないと思われます。

3 遺言執行について

遺言書に不動産の相続分の指定や遺贈の内容が記載されている場合、相続登記をするにあたって、法務局から検認手続を経ているか確認されます。また同様に、遺言に預金の相続分の指定や遺贈がある場合にも、預金の名義変更や解約手続の際に金融機関からも検認手続の確認を求められます。逆に言えば検認手続を経ていないと遺言による登記や預金の名義変更ないしは解約手続ができないといえます。

4 具体的な検認手続請求に必要な内容について

検認手続は家庭裁判所で行うと述べましたが、遺言者の最後の住所地の家庭裁判所が管轄裁判所になります。申立人は、遺言書の保管者又は発見した相続人になります。裁判所のホームページに書式がありますので、書式に沿って記載すれば申立ができます。用意するものは、遺言者の出生時から死亡時までの戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本又は全部事項証明書、相続人全員の戸籍謄本又は全部事項証明書です。他に印紙代、郵便切手なども必要です。準備物については管轄の家庭裁判所に直接確認されることをお勧めします。管轄の家庭裁判所については裁判所のホームページで確認できますし、お近くの裁判所で確認してもらうことも可能です。

申立が受理されると、裁判所から検認の日が指定され、相続人に通知されます。申立人以外の相続人の出席は、義務ではなく各人の判断に任せられます。検認では、遺言の開封や確認作業が行われます。裁判所からはどのような経緯で保管ないしは発見されたのか事情を聞かれます。確認後検認調書が作成され、遺言書に検認済証明書を付けてもらいます。検認済証明書が添付された遺言書は遺言執行に必要となりますので、大切に保管してください。お悩み場合にはご相談ください。

無料相談会
のご案内

2019年4月17日水曜日、4月23日火曜日、5月8日水曜日、5月15日水曜日のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

労働基準法等の改正について

1 改正の概要について

今回は、働き方改革によって改正された労働基準法等の主な改正を取り上げます（施行日は2019年4月1日からのものがありますのでご注意ください）。

- ① 時間外労働の上限規制の導入（施行日2019年4月1日、中小企業2020年4月1日）
- ② 年5日の年次有給休暇の確実な取得（施行日2019年4月1日）
- ③ 中小企業の月60時間を超える残業の割増賃金率の引上げ（施行日2023年4月1日）
- ④ フレックスタイム制の見直し（施行日2019年4月1日）
- ⑤ 勤務間インターバル制度の導入（施行日2019年4月1日・労働時間等設定改善法の改正）

などがあります。

2 時間外労働の上限規制の導入について

労働時間について、1日8時間、週40時間という労働時間の基本的な枠組みは変わりません。時間外労働については、いわゆる三六協定の締結によって時間外労働が可能となります。従来、時間外労働の基準は「告示」に委ねられていましたが、今回法律で、1カ月45時間、1年360時間（休日労働を含まない）と定められました。例外的に臨時的な特別の事情がある場合は上限を超えることも可能ですが、そのための要件が厳密に定められています。違反の内容によっては刑事罰が科せられるようになりましたので注意が必要です。

なお、工作物の建設事業、自動車運転業務、医業に従事する医師などについては5年間の適用猶予とされています。

3 年5日の年次有給休暇の確実な取得について

雇入れの日から起算して6か月以上継続して勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者に対して、10労働日の年次有給休暇が法律上当然に付与され、以後勤務年数1年毎に増加した日数の付与とされます。

年次有給休暇については労働者からの申告が必要ですが、周囲への配慮や、人員配置に余裕がないなどの理由から取得率が低いとされており、有給休暇を確実に取得するために、年あたり5日に達するまで使用者は付与義務を負うとされました。対象者は年休が10日以上付与される労働者です。雇入れた日から6か月経過した日から1年毎に区切った各期間の初日を基準日として、そこから1年以内に指定する必要があります。

す。もちろん、まず労働者の意見を聞くことが必要で、その意思を尊重して指定する必要があります。この付与義務に違反した場合には30万円以下の罰金が科せられることになりました。

4 中小企業の月60時間を超える残業の割増賃金率の引上げについて

月60時間を超える残業の割増賃金率については通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上とされ、中小企業については当分の間適用が猶予されるとされていましたが、猶予措置が廃止され、2023年4月1日から適用が開始されることになりました。

5 フレックスタイム制の見直しについて

フレックスタイム制とは、一定期間の総所定労働時間を定めておいて、労働者がその範囲内で各日の始業時刻と終業時刻を自分で決めて労働する制度です。「一定期間」（清算期間と言います）というのが従来は1ヶ月以内でしたが3ヶ月以内と変更され、清算期間が1カ月を超える場合には労使協定の届出が必要となりました。違反には30万円以下の罰金もあります。清算期間を1カ月超とした場合、1カ月ごとに区分した期間毎に各期間を平均して1週間あたりの労働時間が50時間を超えない範囲で労働させることができるとし、50時間を超えた分は法定の割増賃金の支払を要するとされました。

6 勤務間インターバル制度の導入について

これは労働時間等設定改善法という法律の改正になりますが、前日の終業時刻と翌日の始業時刻との間に一定時間の休息時間の確保を図るもので、努力義務ではありますが、労働者の生活や休養の時間を確保することを目的に設けられました。

7 その他

高度プロフェッショナル制度の創設や、産業医・産業保健機能の強化、面接指導などの改正もされています。また、別の機会に御案内したいと思います。お悩みの方はご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

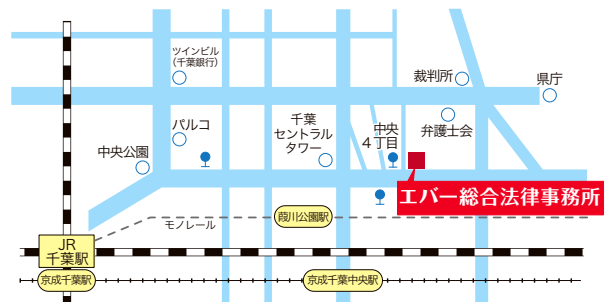
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。